

伊庭内湖水草除去業務仕様書

1 目的及び概要

令和7年開催の国民スポーツ大会のカヌー（スプリント）競技会場である伊庭内湖では、令和5年度に会場の整備のため、同会場の一部の水草除去を実施したところであるが、急速に水草が繁茂しており、競技運営に支障が生じている。

本業務は、令和5年度に引き続き、伊庭内湖の水草除去を実施するものである。

2 履行期間及び作業時間

(1) 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

(2) 作業時間等

午前8時30分から午後4時30分まで

水草除去業務については、令和6年7月1日（月）から開始すること。また、令和6年10月1日（火）から第79回国民スポーツ大会カヌー（スプリント）競技リハーサル大会の設営を行うため、設営に係る箇所については、同年9月30日（月）までに伊庭内湖内で行う作業を完了するものとする。

なお、履行期間中に「伊庭内湖特設カヌーコース整備工事」を実施するため、同工事請負業者と作業時間や範囲等について調整すること。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）で協議して定める。

3 業務内容

(1) 作業機器の仕様

ア 切れ草等の拡散を大幅に抑制するため及び広範囲の作業水域をカバーするため機動性に優れたプロペラ推進の水草刈取船であること。

イ 水深1.5メートルまでの水草除去ができる水草刈取船であること。

(2) 作業内容

ア 水草刈取船により以下に示す範囲の水草（特定外来種及び在来種）の刈取りを実施すること。特に特定外来種については、葉や茎の断片等が拡散して分布域の拡大を招くことがないように、網等を用いて回収すること。

刈り取った水草を陸揚する際には、その都度、刈取重量を測定及び記録し、集計して監督職員に報告すること。

なお、水深が浅い箇所については、水中作業員による除草作業を行うこととし、具体的な位置及び除草方法については、施工時に決定する。

イ 作業対象エリア及び作業面積

(ア) 作業対象エリア（別紙参照）

伊庭内湖特設カヌー競技場

(イ) 作業面積

約52.2ヘクタール

ウ 水上運搬

刈り取った水草は、泥等を落としてから運搬船により回収すること。

回収した水草は、滋賀県東近江土木事務所が管理する伊庭町地先の河川用地（別紙参照）まで運搬すること。また、流出した水草の葉や茎の断片は、網等を用いて適宜回収すること。

エ 除去で使用了資機材の搬出

使用した資機材に付着している水草の葉及び茎の断片等が飛散しないよう対策を講じた上で搬出すること。

オ 注意事項

3(2)アに記載の在来種の水草除去に必要な水中作業員は、乙が手配すること。

なお、特定外来種の水草駆除に必要な水中作業員は、琵琶湖外来水生植物対策協議会（事務局 滋賀県自然環境保全課）の発注業務にて対応を予定しているため、同協議会と調整の上、本業務を進めること。

資機材からの油等の飛散・流出防止等、安全の確保等の必要な作業については、本業務に含めること。作業を行うに当たって、資格等が必要な場合は、関係法令を遵守し、適切に対応すること。

(3) 陸揚作業及び保管場への運搬

ア 陸揚作業

陸揚作業は、滋賀県東近江土木事務所が管理する伊庭町地先の河川用地とする。

陸揚地点では、刈り取った水草の水をよく切った上で、重機等により運搬船から陸揚すること。また、作業の際は、水草の葉及び茎の断片等が飛散しないよう対策を講じた上で搬出すること。

イ 運搬量

約658トン

ウ 注意事項

作業を行うに当たって、資格等が必要な場合は、関係法令を遵守し、適切に対応すること。

(4) 保管場内管理

履行期間中は、陸揚作業場の敷地内にみだりに人が立ち入ることを防止できるよう必要な対策を講じること。

保管している水草が飛散することがないように必要な対策を講じること。

なお、3日又は4日に1回程度の頻度で天地返し等を行うことにより、当該水草の乾燥を促進させること。

(5) 一般廃棄物の運搬及び処分

ア 作業内容

陸揚作業場で保管し、乾燥させた水草（以下「一般廃棄物」という。）を以下に記載する搬出量を参考として、甲の指示に従い、処分先まで運搬し処分すること。

刈取作業中に乾燥した水草については、日野清掃センターへ搬入し、同センターから発行される伝票を保管し、集計して監督員に報告すること。

なお、刈取作業時は、ペットボトル等のごみが一緒に引き上げられることが想定されることから、現場又は保管場で集積し、適切に処分すること。

【予定搬出量】

処分先 中部清掃組合 日野清掃センター（クリーンわたむき）
（蒲生郡日野町大字北脇1番地1）

搬出量 約345トン

※搬出量は、一般廃棄物の乾燥状況等により変動する場合がある。

イ 運搬方法

処分先への搬出については、2トンダンプを標準とし、一般廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。また、一般廃棄物の処分に当たっては、搬入制限があるため、搬入計画書を作成し、事前に関係機関と協議すること。

ウ 処分手数料

一般廃棄物の処分に係る手数料は、乙が負担すること。

なお、処分に係る手数料は、搬出実績に基づき精算するものとする。

(6) 記録

作業日及び作業内容ごとに作業時間、除去した水草の重量（クレーンスケールによる秤量）、陸揚作業場への搬入車両の台数、一般廃棄物の搬出量等を記載した作業日誌を作成すること。また、業務の進捗状況が明らかになるよう、適宜、作業、除去実施前後の水深、水上運搬並びに一般廃棄物の運搬及び処分状況等を撮

影すること。

(7) 報告書作成

作業日誌等の記録及び除去を実施した面積を図面にまとめた報告書を2部並びに報告書の電子データを記録した媒体を1枚作成し、甲に提出すること。

4 業務管理

(1) 実施計画書の提出

業務の実施に当たり、甲及び伊庭内湖特設カヌーコース整備工事請負業者と打合せを行い、事前に実施計画書を提出すること。

(2) 打合せ

業務の打合せを業務着手時に1回、業務完了時に1回の計2回実施すること。
また、打合せ記録を甲に提出すること。

(3) 法令遵守、関係者との調整等

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、河川法等の関係法令を遵守すること。

乙は、琵琶湖外来水生植物対策協議会、滋賀県東近江土木事務所及び関係機関と協議し、必要な場合は手続を行うこと。

(4) 従事者の取扱い

乙は、作業に従事する者について、従事者台帳を作成すること。また、着手前に甲に従事者台帳を提出し、甲から従事者証の交付を受けること。

なお、作業に従事する者は、従事者証を携帯すること。また、乙は、履行期間満了日までに従事者証を甲に返納すること。

(5) 費用の負担

乙は、本業務の実施に必要な機材、燃料、消耗品、手数料等の一切の費用を負担すること。

(6) 秘密の保持

乙は、本業務により知り得た情報について、履行期間中だけでなく、履行期間満了後も許可なく第三者に提供しないこと。

(7) 業務の引継ぎ

乙は、除去に係る技術及び除去した水草の管理状況等について、今後実施される除去において、引継ぎが円滑に行われるよう協力すること。

(8) 留意事項

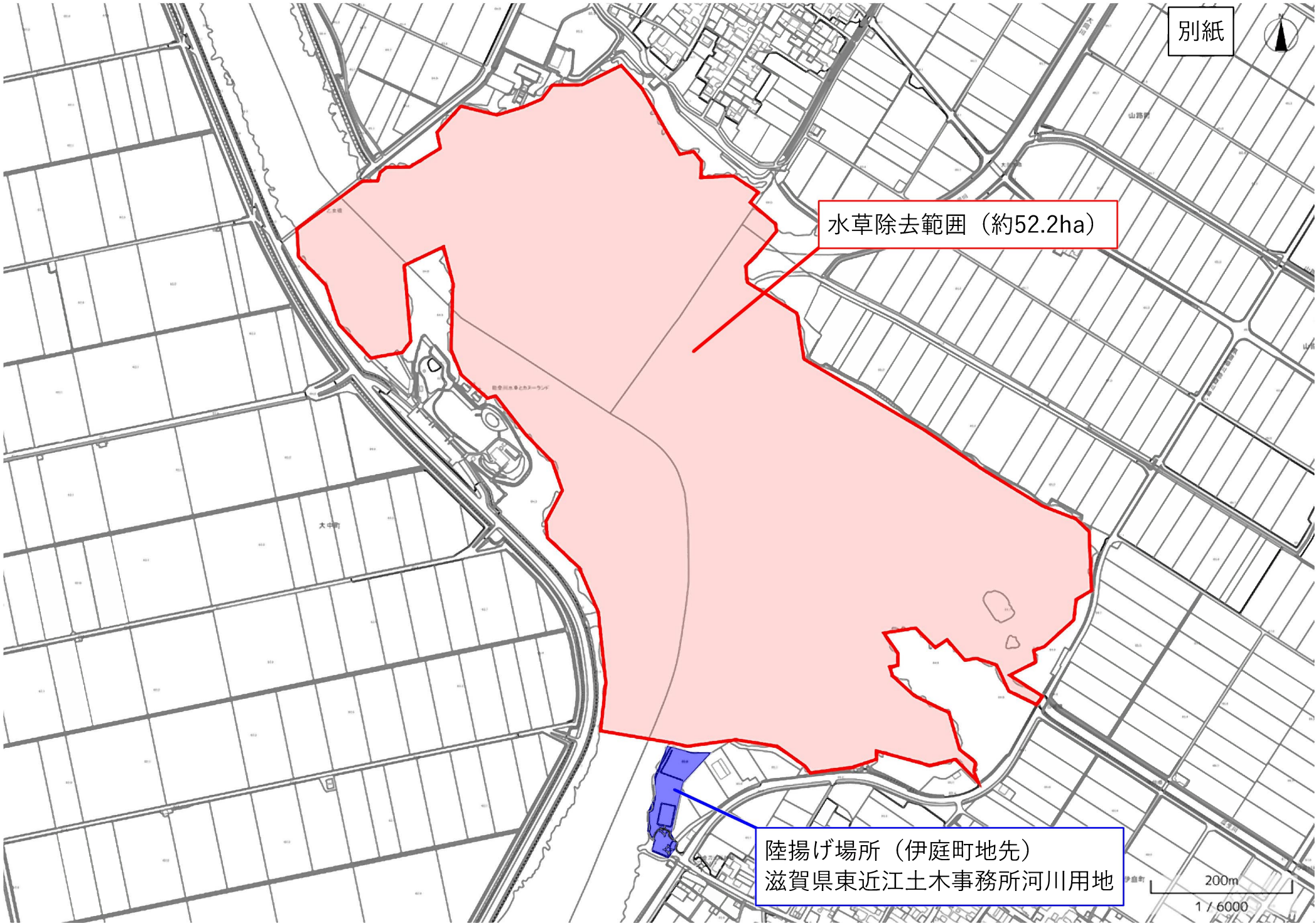
業務全体を通して、安全管理に配慮して労働災害が発生しないよう業務の進捗管理に努めること。また、天候及び現場状況により作業が危険と判断される場合

は、現場代理人の判断において即座に作業を中止するとともに、監督員に中止の旨を報告すること。

5 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、全て甲にあるものとする。

乙が成果品を公表することは、一切認めない。



水草除去範囲 (約52.2ha)

陸揚げ場所 (伊庭町地先)
滋賀県東近江土木事務所河川用地

200m
1 / 6000